

議案第 1 2 6 号

久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成22年久喜市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。